

A6 通所型サービス(独自) サービスコード表

令和7年4月1日適用

匠瑛市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A6	I111	通所型独自サービスⅠ1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき		
A6	I112	通所型独自サービスⅠ1日割		1,798単位	日割の場合	÷30.4日		59	1日につき	
A6	I121	通所型独自サービスⅠ2		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき		
A6	I122	通所型独自サービスⅠ2日割		3,621単位	日割の場合	÷30.4日		119	1日につき	
A6	I113	通所型独自サービス2Ⅰ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436単位	436	1回につき	
A6	I123	通所型独自サービス2Ⅱ		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (独自)	事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1日割			日割の場合÷30.4日 1単位減算	-1		1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2日割			日割の場合÷30.4日 1単位減算	-1		1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2Ⅰ		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算		-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2Ⅱ			事業対象者・要支援2	4単位減算		-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (独自)	事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1日割			日割の場合÷30.4日 1単位減算	-1		1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2日割			日割の場合÷30.4日 1単位減算	-1		1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2Ⅰ		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算		-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2Ⅱ			事業対象者・要支援2	4単位減算		-4		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算		-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算Ⅱ		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752単位減算		-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算Ⅲ			94単位減算		-94	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算		88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ Ⅱ			事業対象者・要支援2	176単位加算		176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ Ⅰ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算		72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ Ⅱ			事業対象者・要支援2	144単位加算		144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ Ⅰ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ Ⅱ			事業対象者・要支援2	48単位加算		48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)		100単位加算	100			
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)		5単位加算	5			
A6	6311	通所独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算					40単位加算	40	1月につき

A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 78/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 65/1000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 53/1000 加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 44/1000 加算		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 33/1000 加算		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択のサービス複数実施加算		運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2		(1)選択のサービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択のサービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1,000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1,000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1,000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※灰色は廃止、水色は新規、黄色は変更
※本市における介護予防・日常生活支援総合事業の単価については、介護保険法施行規則第140条63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき定めております。